

# 『総合的な宅地防災対策に関する検討会報告(案)』に対する主な意見の概要とそれに対する考え方

報告書該当項目	ご意見の概要	考え方
総論	本報告は初めて宅地地盤の安全性にふみこんだものであり、歓迎いたします。法案の成立を期待いたします。	
	本報告の問題意識と主張の方向性については大賛成です。	
	全般的に総合的な宅地防災対策の趣旨、方向性について賛成です。このような施策を実効性あるものとしていくためには、なによりも防災意識の向上などリスクコミュニケーションを強化し、宅地所有者の意識を変革することが重要であり、宅地ハザードマップの活用も含め、特に意識変革に向けた具体的施策の展開が望まれます。	
	国土交通省が宅地防災対策について、今回の法制度まで踏み込んで対策および支援措置を行うことは大賛成です。	
基本的な目標	地盤の品質を対象にすることや地震対策であることを明示するため、基本的方向を明示した名称(法案、規則)、「宅地地盤の耐震化対策(案)」とすべき。	今後の宅地防災行政において参考にさせていただきます。
宅地ハザードマップの作成	盛土位置の抽出にあたっては、GISに依らない手法をガイドラインで示してほしい。	ガイドライン作成時に参考にさせていただきます。
	またガイドラインに、変動予測が十分可能であること、客観的であること、住民に十分説明が可能な根拠、手法を盛り込んでほしい。	ガイドライン作成時に参考にさせていただきます。
	谷埋め盛土の把握方法として、旧版地形図が存在しない場合もあることから、精度の高い新旧航空写真の比較による手法を採用し、その仕様を策定すべき。	ガイドライン作成時に参考にさせていただきます。
	ハザードマップの一次スクリーニングにおいても、図面情報に加えて、擁壁や盛土、排水工等の現況、土地利用状況、等の現地調査情報や造成時の情報を収集して判断すべき。	ガイドライン作成時に参考にさせていただきます。
	2次スクリーニングにおける安定計算に際しては、過剰間隙水圧の推定をおこなうべきであり、そのためには地下水の分布調査、不攪乱試料のくり返し三軸試験などが必要である。	ガイドライン作成時に参考にさせていただきます。
	安定解析手法が実態に合うようにするため、谷埋め盛土の土質はきわめて不均質であること、実態調査が被災時にしか行われていないこと、地域差が大きいこと、を考慮して全国の谷埋め盛土の実態調査をすべき。	自治体に対し助成措置を通じて、谷埋め盛土の調査を実施していく予定です。
	2次スクリーニングにおける安定計算に際して、強震動を想定する場合は、単なる震度法では不十分であり、地震動特性を把握し、地震応答解析を行い、その結果を用いた安定解析を行うべき。	ガイドライン作成時に参考にさせていただきます。
	宅地ハザードマップには、危険な谷埋め盛土の存在だけでなく、崩壊時の土砂の予想到達範囲も公表すべき。	今後の検討課題とさせていただきます。
	地震時の切り盛り境の不等沈下被害が多いことから、危険な谷埋め盛土だけでなく、切土盛土分布も公開も義務化すべき。	今後の検討課題とさせていただきます。
宅地安全性に係る技術基準の明確化	宮城県沖地震では、地下水と直接関係のない盛土斜面崩壊があったり、非常に緩い盛土では盛土底部以外にすべり面が現れることもあり、報告書にある谷埋め盛土底面の剪断力低下だけが滑動崩落の原因とは言い切れない。	運用指針作成時に参考にさせていただきます。
宅地造成等規制法の改正	造成宅地防災区域(仮称)の指定権者と開発許可権者は同一が望ましい。	原則として造成宅地防災区域の指定権者と開発許可権者は同一です。
減災対策の実施	民間事業に比べて十分な監理が行われている鉄道等の盛土でさえ地震時に崩壊することがあることから、きわめて不均質な盛土に対する水抜き対策だけでは不十分である。	運用指針作成時に参考にさせていただきます。
	適切な対策工の選定、効果の検討、設計には、過剰間隙水圧の推定と地震応答解析を行うべき。	運用指針作成時に参考にさせていただきます。
	盛土の耐震化費用への助成は補助ではなく、財産権の制約ゆえの正当な補償がなされるべき。	現行法の考え方を変更するものではありません。
新規の宅地造成に係る耐震性の確保	耐震性の追加にあたっては、現場での運用面を考慮した基準の明確化を特に願います。	運用指針作成時に参考にさせていただきます。
	新規造成の場合、レベル1, 2地震動の導入、耐震設計目標レベルの設定が重要。	運用指針作成時に参考にさせていただきます。
	造成盛土の場合、擁壁の安定性も含めた盛土全体の安定性の検討方法を打ち出すべき。	運用指針作成時に参考にさせていただきます。
	盛土の造成には、盛土材の選定、地山処理、排水処理方法、締め固め方法、のり面勾配設計、擁壁設計などの注意事項等を網羅した技術基準を策定すべき。	運用指針作成時に参考にさせていただきます。
	谷埋め盛土の滑動崩落防止には盛土底部の間隙水排除が有効である。	運用指針作成時に参考にさせていただきます。
	完了検査の段階では見えない湧水量等の情報を把握するために宅地造成等規制法第12条に中間検査を盛り込むとともに、監督処分や罰則を強化すべき。	運用指針作成時に参考にさせていただきます。
	宅地造成等規制法第12条の完了検査の内容と結果を宅地の売買時に告知することを義務づけるとともに、許可権者は宅地所有者からの情報開示請求に答えるべき。	今後の宅地防災行政において参考にさせていただきます。
	盛土だけでなく切土についても、地震時に不安定な場合があり、技術基準に一般的な留意事項として含めるべき。	ガイドライン作成時に参考にさせていただきます。
	その他	減災対策の資金を用意できない宅地所有者に対する支援措置を検討すべき。